

高校留学プログラム 定型約款

記載金額は、全て税込価格です。ただし、各条項にて記載されている金額に対する消費税率は、消費税法の改正があった場合、改定後の消費税率に基づく消費税額相当分が変更になります。

第1条(定型約款)

申込希望者は、高校留学プログラム定型約款(以下「本約款」といいます。)を承諾の上、株式会社留学ジャーナル(以下「当社」といいます。)に対し、高校留学プログラム(以下「留学プログラム」といいます。)に含まれる各種サービスを申し込みます。なお、本約款は留学プログラムの申込契約の内容となります。

第2条(契約の申込みと成立)

(1)本約款における申込希望者による留学プログラム契約の申込みと成立は、申込希望者が、当社に対して本約款に基づき、所定の「高校留学プログラム申込書」を作成・提出し、その契約を当社が承諾の上、第6条(諸費用)第(1)項に定めるプログラム費を受領確認したときをいいます(当社が申込みを承諾した申込希望者を以下「申込者」といいます。)

(2)留学先学校または研修先機関(以下「留学先」といいます。)が決定し、留学手続を開始するとき、当社はその確認として申込者に対し出願申込を承諾する旨の書面(留学手続引受確認書)を発送します。または、当該確認書を電子的通知によりご連絡する場合があります。

(3)申込みの段階で、留学先が定員に達している可能性が高い場合、または滞在先の受入れが混み合っている等の事由で申込者の希望する手配ができない可能性が高い場合、当社は申込者の承諾を得て、可能な代案を提示の上、手配努力します。結果として希望する手配ができなかった場合でも、第13条(免責事項)によりお預かりするプログラム費は返金しません。

第3条(拒否事由)

当社は、申込者から、本約款に基づく留学プログラムの申込みがあった場合、次に定める事由の一つあるいは複数の認められるときは、申込者からの申込みをお断りすることがあります。

(1)申込者の日本での学業成績が留学先の定める評定値に達していないときや申込者に留学に適した条件が備わっていないと当社が認めたとき。

(2)申込みについて保護者(親権者または後見人等)の同意がないとき。

(3)申込者が希望する留学先の定員に受入れ可能な余裕がない場合等、客観的に手配できる可能性がないことが明らかとなるとき。

(4)申込者が希望する留学先・留学時期の申込手続の期限までに、留学手続が完了できる見通しがないとき。

(5)申込者の過去の既往症または現在の心身の健康状態が、留学プログラムの参加に不適切であると当社が認めたとき。

(6)当社での個別面談及び書類審査を拒絶したとき。

(7)留学開始時に中学校の課程を修了できないまたは修了見込がないとき。

(8)在学校からの推薦状が得られないとき。

(9)参加同意事項を遵守できないとき(その一部を例示します。)

- ・現地の法令を守ること。
- ・教育機関や宿泊機関の規則・指示に従うこと。
- ・無断外泊、喫煙、飲酒、禁止薬物の使用はしないこと。など

(10)その他、当社が不適当と認めたとき。

第4条(プログラムの範囲)

留学プログラムは、申込者の学術的関心、将来の志望進路、現在までの学業成績や英語力、留学期間及び予算等の諸条件を基に、当社の留学カウンセラーが個別にカウンセリングを行い、以下に明記された申込者の希望する留学先に対する留学申込手続等の代行、出発にあたってのオリエンテーションや情報提供等を行うものであり、申込者の希望する留学先への合格や留学先での課程修了等、その他留学中あるいは留学終了後の申込者に対して何らの保証をするものではありません。従って、カウンセリング開始後は、本約款に定める場合を除き、プログラム費は返金しません。この留学プログラムに含まれるサービスは、次のとおりです。

(1)学校選択

申込者は、申込者の希望留学先を担当留学カウンセラーと相談しつつ、申込者の意思により1校選択します。ただし、希望留学先が公立高校の場合、国によっては留学生の受入定員に制限を設けているところもあるため、留学生の定員を学校独自が決定する以外に、所轄教育省等が指定する学校の中から希望留学先を選択しなければならない場合もあります。また、私立高校の場合は、入学試験等別途要求される出願要件を満たし、それに合格しなければなりません。

(2)各種手続の代行

①留学手続及び入学手続

当社は、申込者が前項に従って選択した希望留学先1校に対し、入学願書と必要書類を送り(以下「留学手続」といいます。)、入学許可が得られた場合に入学許可証を取り寄せること等により、申込者が希望する留学先への留学手続を代行します。なお、申込者の希望により、留学中の転校を含めた2校以上の留学手続を行う場合は、第6条(諸費用)第(6)項⑤号のとおり別途料金がかかります。

②滞在先手続

当社は、申込者が留学する際の寮・ホームステイ滞在先の手続を代行します。学校の手配がない限り、寮・ホームステイ先以外の申込手続の代行は行いません。なお、当社が手続を代行する寮・ホームステイ及び当社指定の提携先機関が手配を代行する滞在先以外への変更・転居等は認められません。

希望留学先によっては、申込者の出発日以前にホームステイ先の滞在先住所がわからない場合があります。ホームステイの場合、1家庭に2人以上の留学生が滞在する場合もあります。当社の責によらない事由で申込者の滞在先が確保できない場合、または申込者の希望どおりの滞在先が確保できない場合でも、当社はその責任を負いません。ただし、当社の故意または重過失等による場合は、第14条(損害の負担)の定めによるものとします。

③渡航手配手続

希望者には、成田空港またはその他の日本国内の出発空港から希望留学先の最寄り空港までの片道または往復航空券を手配します。航空券の申込み・取消し等は、別に定める標準旅行業約款の「手配旅行契約の部」、「渡航手続代行契約

の部」並びに当社の「旅行・航空券取扱条件書」等に準じます(旅行取扱:株式会社留学ジャーナル/観光庁長官登録旅行業第1-1695号)。なお、航空券代は別途料金となります。

④留学費用の支払い

当社は、第6条(諸費用)第(2)項に定める希望留学先への留学費用の支払い手続を送金あるいは銀行小切手の送付により代行します。申込者は、当社が指定する納付期日までに、所定の金額を当社指定の口座に振り込まなければなりません。希望留学先によっては、留学費用を(i)送金または銀行小切手によって支払う場合、(ii)現地で現金によって支払う場合があります。この場合当社は、原則として、(i)の方法によってのみ代行します(第8条(為替変動)もご参照ください。)。現金にて支払う必要がある場合、申込者は事前に現金をご自身でご用意の上、現地で希望留学先に直接お支払いください。

留学費用は、希望留学先もしくは航空会社、その他留学費用の支払先の事情により予告なしに変更されることがあります。この場合、申込者は、当社が申込者に対して請求する金額を直ちに当社に対して支払うものとします。

⑤海外留学保険加入手続

当社は、海外留学保険の加入手続を代行します。通常、海外の留学生を受け入れている学校では、独自に留学生に保険の加入を義務付けているところもありますが、補償内容が異なるため海外留学保険にはぜひ加入されるようおすすめします。なお、海外留学保険は別途料金となります。

⑥ビザ取得手続(ビザ申請書類作成料)

留学先でビザが必要となる場合、希望者には当社の指定する旅行代理店が、申請書類の作成または代理申請を別途定める「査証手配(申請書類作成代行・申請代行)条件書」に準じ、別途料金にて行います。この場合、大使館または領事館が実費として請求するビザ申請料が別途必要となる国があります。こうした実費は、別途ご請求または直接お支払いいただくことになります。留学先国や申込者の居住地域によって、または渡航予定日まで十分な時間がない場合は、ビザの代理申請ができない場合もあります。なお、ビザの代理申請はビザの取得を保証するものではありません。

⑦必要書類の翻訳

第5条(必要書類)に定める留学手続に必要な書類の作成にあたって、指定された言語での書類が申込者において用意できない場合、当社は英語に限り、預金残高証明書、卒業証明書、成績証明書及び戸籍謄本(抄本)を以下の料金にて翻訳します。

翻訳料(1通あたり)

- ・預金残高証明書 7,700円
- ・卒業証明書 7,700円
- ・成績証明書(高校のもの) 13,200円
- ・戸籍謄本(抄本)1枚につき

16,500~22,000円

(3)オリエンテーション

当社では、留学生の心構え、生活に必要なクレジットカード・保険・電話の利用の仕方等を紹介した小冊子を配布します。また、担当留学カウンセラーが随時行う留学に関するアドバイス、「生活準備講座」、「高校留学オリエンテーション」、「出発前の最終ガイダンス」等のオリエンテーションを行います。なお、留学ジャーナルカウンセリングセンター等、オリエンテーションが実施される会場までの交通費は、申込者の負担となります。

(4)留学中のサポートサービス

当社及び現地サポートオフィスによるサポート

サービスは、出発日から帰国日までの留学期間が対象となり、以下のとおりです。ただし、現地サポートオフィスによるサポートサービスは、留学先国及び留学期間により異なり、別途費用がかかります。また、現地サポートサービス費用のお支払いについては、現地サポートオフィスからの請求に基づき、その時の為替レートにて換算の上、授業料等の請求と同時に支払いいただき、送金あるいは銀行小切手の送付により支払いを代行します。

①当社のサポートサービス

- ・留学中の不慮の事態に対して、日本語でアドバイスする24時間電話サービス「留学ジャーナルシュUDENTプロテクション」(電話によるアドバイスは、ツーリスト インターナショナルアシスタンス サービス株式会社が行います。)を実施します。
- ・各学期の成績表翻訳及びご家族への送付
- ・現地サポーター(現地サポートオフィスのサポートスタッフ)からの定期連絡と報告
- ・担当カウンセラーによる、電話または電子メールによる、留学生生活全般についての相談や進路についての相談

②現地サポートオフィスによるサポートサービス

銀行口座の開設、制服の購入サポート、緊急対応、高校のオリエンテーションの同行やホームステイ先とのコンタクト等、詳細につきましては高校留学パンフレットにてご確認ください。なお、現地サポートオフィスによるサポートサービスの申込み及び取消しにつきましては、申込み時にお渡しする各現地サポートオフィスが定める規約、約款または取消規定に準じます。なお、上記の諸サービスの実施にあたり通信費、交通費、宿泊費、食費、手数料その他の経費が発生した場合は、その実費を現地サポートオフィスからの請求に基づき、申し受けることがあります。

③サポートサービスの更新(留学期間が1年を超える場合)

ア. 当社のサポートサービスの更新は、以下の更新料をお支払いいただき、サポート期間を更新していただきます(一部のサポートのみを申し込むことはできません。)。この場合、更新は帰国日までの期間を原則としますが、卒業時の最終年度のみにおいて1年を要しない場合に限り、1ヵ月単位の更新とすることも可能です。詳細につきましては、担当留学カウンセラーにお問い合わせください。

- ・12ヵ月・・・220,000円
- ・1ヵ月・・・22,000円 ※日本帰国まで12ヵ月未満の場合のみ

イ. 現地サポートオフィスによるサポートサービスの更新は、現地サポートオフィスが定める費用を現地サポートオフィスからの請求に基づき、お支払いいただき、送金あるいは銀行小切手の送付により支払いを代行します。

ウ. サポートサービスの更新にあたって、当社または現地サポートオフィスによるサポートサービスのいずれかを選択することはできません。更新後は、途中帰国等いかなる理由があるうとも既に更新手続が開始されているため返金しません。留学期間が1年未満の場合は、留学期間の満了をもって終了となりますので、更新はありません。当社及び現地サポートオフィスによるサポートサービスの更新料に関する請求は、一緒に請求させていただき、当社が指定する金融機関口座への振込みによって支払うものとします。

第5条(必要書類)

申込者が留学プログラムに基づくサービスを受けるにあたり、留学手続に必要な書類は、当社

より別途「必要書類案内」を送付してご連絡します。申込者は、指定された書類に指定された言語にて必要事項を記入の上、必ず指定の期日までに当社の手続担当カウンセラーまでお送りください。

第6条(諸費用)

(1)プログラム費

申込者は、本約款に定めるプログラム費を申込み時に当社に対してお支払いいただけます。なお、各プログラム費には、本条第(2)項から第(6)項で定める留学費用及びその他の諸費用は含まれません。

①留学ジャーナル高校留学プログラム費

1年間:495,000円

②同上3ヵ月間:220,000円

③同上6ヵ月間:330,000円

(2)留学費用

当社では、希望留学先への入学手続に必要な費用としての出願料や滞り申込金、授業料及び入学登録料、寮・ホームステイに関連する費用、食費、航空料金、空港出迎え料、その他申込者の留学期間中に必要となる費用(本約款において、これらを総称して「留学費用」といいます。)を希望留学先等から当社に寄せられた最新の資料に基づいて算出し、申込者に請求します。申込者は、当社が指定する期日までに留学費用を当社に対して支払うものとします。当社は、申込者の希望留学先での授業料及び入学登録料、寮・ホームステイに関連する費用を第1回目の支払いについてのみ支払い手続を代行します。その後の支払いについては、本項の他、第4条(プログラムの範囲)第(2)項④号も適用されるものとします。なお、留学費用は学校、その他支払先の事情により、予告なしに変更されることがあります。

(3)宿泊費

申込者のスケジュールの関係上、申込者は、出発地、途中経由地並びに現地にてホテル等の宿泊施設に宿泊する必要がある場合があります。その場合の宿泊予約は、原則として当社が行いますが、その宿泊にかかる費用は申込者の負担となります。宿泊費用は、特に指定のない限り申込者が直接宿泊先にお支払いください。

(4)緊急連絡費

申込者本人またはご家族からの依頼により、出発前・出発後に関係なく、緊急の連絡を要する場合、当社は希望留学先あるいは滞り先等の関係各所への緊急連絡をお引受けします。その際にかかる費用は、相手国を問わず1件1回あたり5,500円にて申し受けます。この場合、申込者は、当社が申込者に対して請求する金額を直ちに当社に対して支払うものとします。

(5)渡航手続の代行

前各項で定める費用の他、当社は、申込者の利用希望や必要性に応じて、標準旅行業約款の「手配旅行契約の部」並びに「渡航手続代行契約の部」に準じ、別途渡航手続代行料金を収受することにより次に掲げる業務を行うことを引き受けます。なお、渡航手続代行に関する業務及びそれらにかかる料金は、別途ご案内する各種条件書(旅行・航空券取扱条件書、査証手配(申請書類作成代行・申請代行)条件書等)に準じます。

①査証、再入国許可等に関する手続

②出入国手続書類の作成

③航空券手配に付随する手続

④海外留学保険の手配

(6)その他の諸費用

前各項で定める費用の他、当社は、申込者の利用希望や必要性に応じて、以下の費用を申込者に対して、別途手配、請求します。申込者は、当社

から下記諸費用の支払い請求があった場合は、直ちにかかる諸費用を当社に対して支払うものとします。

①ご家族の現地訪問手配及びスタッフ同行通訳サポート費用(オプション)

②留学プログラムに記載する内容以外で、受入機関及び現地サポーターが提供するサービスにかかる料金と諸費用(オプション)

③海外送金用小切手作成時または海外送金時に必要となる銀行手数料

④その他、当社が申込者に対して、本条に規定する以外で留学プログラムを提供するにあたり合理的と認める諸費用

⑤留学中の転校を含めた2校以上の留学手続を行う場合の費用

2校目の手配費用165,000円

第7条(プログラム契約内容の変更と変更手数料)

(1)申込者の都合による留学先、留学条件の変更は、その理由の如何に関わらず原則として変更できませんが、出発前に出発の時期を変更することが可能な場合は、変更手数料55,000円にて申し受けます。なお、申込日から起算して8日以内であれば変更料はかかりません。

(2)万一留学先の変更ができた場合であっても、受入機関の規定に定められるキャンセル料や変更料等、変更に伴い発生する費用や損失については申込者の負担とし、当社がこれを立替払いした時は、申込者は相当する立替費用を当社に支払うものとします。

(3)当留学プログラムから他の留学プログラムに変更する場合は、別途定める留学プログラム定型約款に基づき、該当するプログラムのプログラム費の支払いが必要です。

(4)空港出迎え手配のため送迎手配先へ当社から到着連絡が完了した後、申込者の都合により到着便の変更が生じた場合には、変更手数料として1回3,300円を別途申し受けます。

(5)その他、当社が承諾し、当社が指定する変更手数料を支払った場合

第8条(為替変動)

当社が本約款に基づき、申込者に代行して希望留学先に送金または銀行小切手の送付によって留学費用その他の費用を支払う場合、当社所定の為替レートにて100円単位(100円未満切り上げ)で決済を行います。この場合、為替変動による差額の精算はしません。ただし、当該留学先の指定により、到着後に留学費用、またはその一部を直接支払う場合は、申込者自身による支払いとなります。また、申込者が、留学プログラム契約を解約、または希望留学先への入学を取りやめたときに希望留学先から申込者に対して返金される費用がある場合、当社は、かかる費用を申込者に代わって代理受領し、かかる費用を当社が選択する日のTTBレート(電信為替買相場: Telegraphic Transfer Buying)にて換算した上で、申込者に返金するものとします。

第9条(支払い)

申込者は、本約款の各条項に定められた、プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の支払いを当社が指定する期日までに当社指定の口座に振込みまたは所定の方法で入金するものとします。この場合、留学費用等の残金は、受入先が期日を定めている場合や制度上必要な場合を除き、90日以上前にお支払いいただくことはありません。本約款に別途定めがある場合の他、当社は本約款に基づき、申込者が当社に対し

て支払ったプログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の費用を申込者に対して返金しません。申込者が当社指定の期日までに本約款に定める費用を当社に対して支払わない場合、当社は申込者に対する留学プログラムの提供を停止する場合があります。また、当社の責によらない事由で留学費用等が変更された場合にも、当社の指示する方法で必要な差額をお支払いいただきます。なお、留学費用等を概算額で支払っている場合、後日支払金額が明らかになり次第、当社の指示に従い、当社または支払先との間で過不足金の精算を行っていただきます。

また、本約款の各条項に定める各種費用の支払いについて、金融機関を通じて当社に対してお支払いいただく際の振込手数料や送金手数料(以下「振込手数料」といいます。)並びに当社から申込者に対して返金する際の振込手数料は、全て申込者の負担となります。

第10条(申込み後の取消しと返金)

申込者が、申込み後に留学プログラム契約を解約する場合、本約款の定めに基づき、申込者に対する取消し並びに返金等の手続を行います。申込内容の取消しは、必ず書面にて当社までお申し出ください。当社がその書面を受領した時点で正式の取消しとして取り扱います。希望留学先、現地サポートオフィスに対するキャンセル料並びに渡航手配手続にかかる航空会社に対するキャンセル料等、留学プログラムの解約に伴い発生する費用及び損失については申込者の負担とします。また、当社がこれを立替払いしたときは、申込者はかかる立替費用を当社に支払うものとします。

(1) 留学プログラムに対する取消料

申込者はいつでも契約を解除することができますが、その場合その準備過程及び申込留学期間に応じて、第6条(諸費用)の第(1)項で定める各プログラム費に対し、以下の取消率に準じた取消料をお支払いいただき、差額がある場合は返金します。

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ①申込日から起算して8日目まで | 取消料なし |
| ②申込日から起算して9日目以降で出発日の前日から起算して91日前まで | 30% |
| ③出発日の前日から起算して90日目にあたる日から46日前まで | 40% |
| ④出発日の前日から起算して45日目にあたる日から出発日前日まで | 50% |
| ⑤出発日当日を含め、出発日以降の取消 | 100% |

(2) 希望留学先、現地サポートオフィス、航空会社、ビザ等に対する取消料

申込者による留学プログラムの解約に伴い発生する、希望留学先、現地サポートオフィス、航空会社、ビザ等、その他関係機関に対する取消料は、別途当該関係機関が定める規定に準じた取消料並びに当社が定める旅行・航空券取扱条件書及び査証手配条件書等に規定する取消料を前号とは別にお支払いいただきます。

第11条(各種手続の継続が不可能な場合)

当社指定の期日までに必要な書類、または費用が申込者により送付・入金されず、当社の責によらない事由により当社が各種手続の代行ができなかった場合、当社は申込者に対して本約款に基づき、支払い済の費用を一切返金しません。また、その期日に応じて発生した、希望留学先に対するキャンセル料や渡航手配手続における航空会社に対するキャンセル料等、当社の責によらない事由により、当社に生じた費用及び損失は、申込者が負担するものとします。申込者は、当社

からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を当社に支払うものとします。

第12条(当社からの解約)

(1) 申込者に次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づくプログラム契約を解約することができるものとします。

- ①申込者が、当社指定の期日までに、第5条(必要書類)に定める必要な書類を送付しないとき。
- ②申込者が、当社指定の期日までに、第4条(プログラムの範囲)、第6条(諸費用)及び第7条(プログラム契約内容の変更と変更手数料)及び第10条(申込み後の取消しと返金)に定める費用の支払いを行わないとき。

③申込者が所在不明、または当社からの連絡に対し、返信期限を過ぎ1ヵ月以上にわたり連絡不能となったとき。

④申込者が当社に届け出た、申込者に関する情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。

⑤申込者が、本約款に違反したとき。

⑥申込者が、受入機関より退学処分や重大な警告処分を受けたとき。

⑦申込者の心身の健康状態が著しく悪化し、留学の継続が不可能と受入機関より判断されたとき。

⑧申込者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

⑨申込者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。

⑩申込者が、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。

⑪その他当社の業務上の都合があるとき。

(2) 前項に基づき、当社が本約款に基づく留学プログラム契約を解約したときは、プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、申込者が当社に対して本約款に基づき支払い済の費用を申込者に対して一切返金しません。また、解約により発生した希望留学先に対するあらゆるキャンセル料や渡航手配手続における航空会社に対するキャンセル料等、前項に基づく解約により当社に生じた費用及び損失は、申込者が負担するものとします。申込者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を、当社に支払うものとします。

第13条(免責事項)

(1) 当社は、次に例示するような当社の責によらない事由により、申込者が留学できなかった場合または希望留学先への正式入学ができなかった場合及び出発日時が変更になった場合には、一切その責任を負いません。ただし、当社の故意または重過失等による場合は、第14条(損害の負担)の定めによるものとします。

①申込者の希望留学先や学籍が定員に達して入学できない場合、または定員に達せず授業が開講されない場合

②申込者の希望する滞在施設が定員に達して滞在できない場合、または当社の責によらない事由で申込者の滞在先が確保できない場合、あるいは申込者の希望どおりの滞在先が確保できない場合

③通信事情または希望留学先の事情により、入学許可証等の入学関係書類が期日までに届かず、申込者が出発できなかった場合

④申込者の成績が希望留学先の入学許可基準に達していないために入学の許可が得られなかった場合

⑤申込者がパスポートまたはビザを取得できず、あるいは渡航先国に入国拒否された場合

⑥大使館、留学先または申込者の事情によりビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合

⑦天災地変、戦乱、暴動、内乱、同盟罷業、テロ行為、感染症(世界的なパンデミックまたはエピソード)、日本または渡航先の緊急事態宣言期間を含む。状況によっては、アウトブレイクを含む場合がある。)、日本または外国の官公署の命令、陸海空における不慮の災難、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、申込者の生命または身体の安全確保のために必要な措置、その他不可抗力による場合

⑧申込者が、本約款に違反した場合

(2) 前項各号に基づき当社の責によることなく留学することができず、かつ当社を介さず申込者自身で手配された航空券やホテル等の費用並びにその取消しや変更に伴う手数料等は申込者の負担となります。

(3) 「留学ジャーナルスチューデントプロテクション」の業務は、ツーリスト インターナショナル アシスタンス サービス株式会社が行います。なお、緊急時に24時間体制で電話により適切なアドバイスをしますが、当社は、その内容に何らの保証をするものではありません。現地サポーターによるサポート業務は、当社及び現地手配会社等の業務委託先がこれを代行します。

(5) 申込者は渡航後、申込者の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは留学先等の規則に違反した場合の責任、損害等は申込者個人の負担となり、当社はその責任を一切負いません。留学中のスポーツ等による事故は、申込者本人の責となり、また、特定のスポーツを行うにあたり保険の特約が必要な場合は、申込者本人の責において加入手続を行っていただきます。以上の免責事項に該当する場合、プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、既に当社に支払い済の費用については一切返金されません。

(6) 当社は、希望留学先から当社に送られてきた最新資料に基づき留学プログラムを提供しますが、当社の責によらず、希望留学先の事情により、受入条件・授業内容・滞在先・費用・その他留学プログラムに関して、予告なしに変更される場合や定員に満たない等の理由、その他の事情から実施されなくなる場合があります。その際、当社は変更に関する情報を当社が入手次第、申込者にご連絡しますが、ご出発後の留学プログラムに関する変更や中止または自己都合による解約は、希望留学先と申込者との間での直接的契約となるため一切その責任を負いません。

第14条(損害の負担)

当社は、当社の責によらない事由により申込者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いませんが、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではなく、その損害を賠償します。ただし、軽過失の場合の損害賠償は、申込者から受領した第6条(諸費用)第(1)項で定めるプログラム費を上限とします。

第15条(弁済業務保証金分担金)

当社は、旅行業法にて対象となる航空券代やホテル代等の渡航に係る費用につきましては、観光庁長官登録旅行業第1種を取得していること

により、一般社団法人日本旅行業協会に対して弁済業務保証金分担金を供託しています。これにより、同協会または管財人の判断により、当社が万一事業を停止せざるを得ないような状況に陥った場合、授業料等は除き、対象となる旅行費用の保全額相当分が返還保証されます。

第16条(守秘義務について)

当社では、申込者の同意の下に得た個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき当留学手配の目的以外では一切他に漏らしません。ただし、万一の緊急事故対応及びサポートに備えるためののみ、当申込書記載内容及び海外留学保険の契約内容を当社と提携する海外サービス機関に開示することがあります。

第17条(個人情報の取扱いについて)

当社では、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー(個人情報保護方針)において申込者の個人情報の取得及び利用、利用目的、第三者提供、管理、照会、開示、変更、利用停止、削除等について以下のとおり取り扱います。また、EU及びイギリス域内への留学希望者は、当社ホームページに掲載する「Privacy Policy(GDPR)」及び「EU/UK域内留学希望者対象プライバシーポリシー」を必ずご一読ください。

(1)個人情報の取得及び利用について

当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務遂行上必要な限りにおいて利用します。当社は、個人情報を第三者との間で共同利用し、または個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳重な調査を行った上、秘密を保持させるために適正な監督を行います。

(2)個人情報の利用目的について

①申込者が留学や旅行に関する相談、申込み、留学及び旅行商品並びにサービスをご利用いただく際、申込者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号、職業、勤務先、在籍学校名または身分証明書等の個人情報のご提供をお願いする場合があります。これらは、希望される留学・旅行商品やサービスを当社が提供する際、並びに申込者との間の連絡のために利用させていただくほか、申込者がお申込みいただいた留学・旅行商品において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で、また当社の留学及び旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続上必要な範囲内で、運送・宿泊機関や保険会社等に対し申込者の氏名、身分証明書番号等をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。その他、申込みをする際には、旅行先や留学先となる学校・研修機関等への入学手続上必要となる、日本での申込者の最終学業成績、健康診断書(要配慮個人情報含む。)、財政証明書、戸籍謄本(抄本)等のご提出をお願いする場合があります。これらの個人データの提供について、申込者に同意いただくものとします。

②当社は、留学・旅行中に傷病があった場合に備え、申込者の海外渡航中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、申込者に傷病があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。申込者は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。いずれの場合も、必要最低限の事項を除き、申込者の個人情報を当社へご提出いただくか否かについては、申込者自身が選択できるものであり、申込者に判断

を委ねます。その他、当社では、より良い留学・旅行商品の開発のためのマーケット分析、統計資料の作成、帰国後のアンケート調査、そして当社及び当社と提携する企業やグループ会社の資料提供、説明会、イベント・セミナー並びにキャンペーン情報等のご案内を申込者にお届けするため、あるいは、旅行終了後や留学帰国後のご意見やご感想・体験談のご提供をお願いする等、申込者の個人情報を利用させていただく場合があります。なお、申込者からご提供いただけない個人情報の内容によっては、当社の商品・サービスをご利用いただけない場合があります。

(3)個人情報の第三者提供について

当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に申込者の同意を得ることなく第三者に(外国にある第三者含む。)提供しません。当社は、申込者へ留学商品・サービスを提供する上で必要と判断した場合は、申込者が提供した申込者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号、職業、勤務先、在籍学校名または身分証明書や戸籍謄本(抄本)等の個人情報を、あらかじめ当社との間で秘密保持契約を結んでいる企業等(ホールセラー、ビザ代理申請会社、現地手配会社、保険会社、翻訳先等の業務委託先)に開示します。留学先国によっては、ビザ申請の際、申込者の戸籍謄本または抄本の英訳されたものを求めてくる場合があります。その際、当社は専門の翻訳家あるいは翻訳会社に対して当該書類の翻訳を委託する場合があります。ただし、次のいずれかの場合を除いて、申込者が提供した個人情報を第三者に開示することはありません。次の②号と③号のような例外事項については、開示する場合、個人情報保護管理者の責任の下において行います。

①申込者本人が個人情報の開示に同意している場合

②法令により開示が求められた場合

③申込者本人または公衆の生命、健康、財産等の利益を保護するために必要な場合

④統計資料等のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合

(4)個人情報の管理について

当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウィルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報の持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。申込者が提供した個人情報の内容を申込者の同意を得ずして変更することはしません。さらに、情報処理を外部企業に委託する場合も同様です。前項④号及び情報の解析や分析において、他の情報と照合することにより個人の特定が可能な「クッキー情報」を得る必要がある場合も申込者本人の同意を得た上で使用するものとします。

(5)個人情報の照会・開示・変更・利用停止・削除について

当社は、申込者が自己の個人情報について、照会・開示・変更・利用停止・削除等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際は、個人情報の提供者本人であることを確認させていただきます。なお、要望に従って個人情報を変更・利用停止・削除等した場合は、当社の商品やサービスを利用できない場合があります。

(6)個人情報保護に関する相談窓口

個人情報保護に関するお問合わせ・ご要望は、次の「お問合わせ窓口」へご連絡ください。

お客様相談室

連絡先:03-5312-4421(代)
(平日のみ 10:00~18:00)

第18条(管轄裁判所)

本約款に関する訴訟その他一切の法的手続(裁判所の調停手続を含む。)については、訴額により東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条(定型約款の変更)

本約款の変更が契約目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは変更することがあります。変更にあたっては、その効力発生時期を定め、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を当社ホームページにて効力発生日以前に一定期間をもって告知します。当該告知後、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、申込者は本約款の変更に同意したものとします。

第20条(準拠法)

本約款は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

第21条(発効期日)

本約款の内容は、2025年2月1日以降に申し込まれる留学プログラム契約に適用されます。ただし、料金、条件等の変更があった場合は、第19条に従って告知し、効力発生日以降は留学ジャーナルオンライン(www.ryugaku.co.jp)に掲載の最新定型約款を適用します。

第22条(特約)

この留学プログラムに申し込む際、以下の諸条件のいずれかに当てはまる場合は、本約款第7条(プログラム契約内容の変更と変更手数料)第(1)項及び第10条(申込み後の取消しと返金)第(1)項にて適用される8日以内の無料変更並びに8日以内の取消しに際しての全額返金の制度を適用除外いたします。その際、希望留学先や現地サポートオフィスへの各種変更または取消しが発生した場合には、本約款の定めるところによります。

①留学プログラムへの申込み後、希望留学先への出願を直ちに開始しなければ学籍を確保できない場合

②留学プログラムへの申込み後、滞在先確保のための申込みを直ちに開始しなければ滞在先を確保できない場合

③留学プログラムへの申込日(契約の成立日)から出発日まで十分な期間もなく、直ちに留学手続を開始しなければ出発が不可能であると当社が判断した場合

学校によっては、学籍や滞在先の空き状況確認後、仮押えをし、その後24時間から48時間以内の出願を必要とする場合があります。

(2)申込者は、前項各号に定める事由を承諾の上、本条の特約が適用されることに同意し、留学プログラムに申し込むものとします。なお、本条の規定以外に別条特約を定める必要がある場合は、本規定及び当該特約を優先適用するものとします。